

# 表示規約が変更されました

タイヤ公正取引協議会は、当協議会が運用する「タイヤの表示に関する公正競争規約」（表示規約）の一部を変更しましたのでお知らせいたします。（本年8月25日公正取引委員会認定、8月31日告示）

主な変更点は、タイヤの「商品性能の数値による比較表示に係る試験方法及び表示方法に関する運用基準」（試験基準）の導入に係る変更と、広告における廃タイヤ処理料金の表示方法の一部変更に係るものです。

## 1. 試験基準を定めます。（試験基準は9月3日施行）

### （1）試験項目

（現在、過去）製造事業者等がカタログ等で行っていたタイヤの商品性能に関する数値表示につき、その試験方法を定めました。（転がり抵抗など12性能18項目）

### （2）試験及び表示の公正、正確性を確保するための仕組の導入

- ①カタログ等で表示する前に、製造事業者等の社内に、試験及び表示の責任者を設置させ、試験基準で定める試験が正しく履行されているかどうかの管理を徹底させます。
- ②詳細な試験データ（当該試験条件、試験結果の絶対値など）を、タイヤ公正取引協議会事務局に届け出るものとし、公取協事務局は、試験が試験基準どおり実施されているかどうか、適宜、試験に立会いの上確認するものとしします。
- ③また、試験結果につき疑義が生じた場合は、関係者から資料の提出を求めるなど事実関係を調査し、当該試験データに基づく表示が事実と反すると認められる場合は措置基準に従い措置を採るものとしします。
- ④カタログ等に記載された試験結果を小売事業者等が正しく引用していない場合も、措置基準に従い措置を採るものとしします。

### （3）消費者にわかりやすい表示方法

- ①試験結果の引用に当たっては、比較広告ガイドライン（景品表示法）に基づき実証された事実の範囲で引用すること等改めて明文で規定します。
- ②試験基準による試験結果であったとしても、必要記載事項として、試験項目に応じて試験速度、試験水深などの詳細な試験条件や、試験結果はあくまでもテスト値であり運転の仕方によっては異なる旨明瞭に表示するものとしします。
- ③比較タイヤが、商品コンセプトや性能カテゴリーが異なるなど、通常、一般消費者がメインタイヤと同等と認識しない商品を比較タイヤに用いる場合は、比較タイヤの性能特徴等を消費者が明瞭に識別出来るよう表示するものとしします。
- ④比較タイヤは、発売後（上市后）10年以内の商品を原則とします。また、併せて、比較タイヤの商品名及び発売時期を一般消費者が明瞭に識別出来るように表示するものとしします。

## 2. 廃タイヤ処理料金の一括表示方法を定めます。

タイヤ販売店が、個店又は事業者毎に地域事情等で決定する廃タイヤ処理に要する料金について消費者から徴収する場合は、現在、規約において、①タイヤ本体価格とは別途必要となる旨、②具体的な料金を表示するよう義務付けていますが、FCチェーンに属する全国の事業者が共同広告においては、前記②の規定は適用除外とし、その際は、合わせて、具体的な料金は店頭料金表を確認されたい旨を表示するよう規定します。

参考資料：「商品性能の数値による比較表示に係る試験方法及び表示方法に関する運用基準」（試験基準）